



全日三重

Vol-340
2020.5.1

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 12 番 6-2 号

TEL059-351-1822 FAX 059-351-1833
<https://mie.zennichi.or.jp/>

令和2年度定時総会等議案書の送付について

本年度の定時総会は、過日ご案内したとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため会員招集せず、議案書の送付をもって総会の開催とさせていただきます。

つきましては、本日、全日、保証、TRA並びに日政連の議案書を送付いたしましたので、お知らせいたします。

議案書がお手元に届きましたら、TRAの決議事項について、「定時総会に係る議決権行使書」に必要事項をご記入、押印のうえ、FAXにて5月14日までにご返信いただきますようお願い申し上げます。

お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。

取引台帳の記載もれにご注意ください

宅建業法第49条に「宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、宅地建物取引業に関し取引のあったつど、その年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない」と規定されています。

この帳簿(取引台帳)は、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間(宅建業者が自ら売主となる新築住宅に係るものにあつては、10年間)保存しなければならないこととされています。

今一度、取引台帳の下記記載項目についてご確認いただき、記載もれのないようお願い申し上げます。

■ 取引台帳への記載を要する項目 (宅建業法第49条および同法施行規則第18条第1項)

- (1) 取引年月日
- (2) 取引に係る宅地または建物の所在及び面積
- (3) 取引の態様(売買、交換、売買・交換・貸借の代理もしくは媒介の別)
- (4) 取引の相手方及び代理依頼者、媒介に係る取引当事者(代理人を含む)の氏名及び住所
- (5) 取引に関与した他の宅建業者の商号・名称(個人業者においてはその氏名)
- (6) 宅地の場合は、現況地目、位置、形状その他当該宅地の概況
- (7) 建物の場合は、構造上の種別、用途その他当該建物の概況
- (8) 売買金額、交換物件の品目及び交換差金または賃料
- (9) 報酬額
- (10) 宅建業者が自ら売主となる新築住宅の場合、引渡し年月日、住宅の床面積、瑕疵担保負担割合、瑕疵担保責任保険法人の名称
- (11) 取引に関する特約その他参考となる事項

<ご注意いただきたい項目>

- (6) 宅地の位置(交通)、形状についても必ず記載してください。
記載例) 位置: 近鉄四日市駅 徒歩 15分
形状: 奥行 15m 間口 10m 平坦
- (8) 売買金額、交換差金、賃料の消費税額を明記してください。
- (9) 報酬額の消費税額を明記してください。

取引成立台帳(土地、土地建物、借地権付建物売買)		年月日
物件区分	登録年月日	取引区分
成立年月日	引渡年月日	取引価格
種別	種別	TEL
所在地	所在地	TEL
面積	面積	TEL
用途	用途	TEL
取引態様	取引態様	TEL
取引当事者	取引当事者	TEL
取引金額	取引金額	TEL
交換物件	交換物件	TEL
報酬額	報酬額	TEL
引渡し年月日	引渡し年月日	TEL
床面積	床面積	TEL
瑕疵担保負担割合	瑕疵担保負担割合	TEL
瑕疵担保責任保険法人	瑕疵担保責任保険法人	TEL
特約事項	特約事項	TEL
備考	備考	TEL

三重県への申請等について

新型コロナウイルス感染予防のため、当分の間、変更届や免許更新といった宅地建物取引業法に基づく各種申請等は郵送にて申請をお願いいたします。

詳しくは三重県のWebサイトをご確認ください。

https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/37278031432_00002.htm

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。